

第2章 設計参考資料

第1節 砂防事業の要望

1.1 施行計画

砂防事業の施行は、治水上砂防のため必要であればできることとなっているが、補助砂防事業及び県単独砂防事業の採択基準、国・県の予算枠内での施行となるため、施行箇所数にもおのずと制約がある。

したがって、県内には多数の砂防事業施行予定候補箇所、あるいは、要望箇所があるが、緊急度を考慮し事業の施行を図ること。

1.2 新規要望箇所の選定

各事業の採択基準に合致することが第一条件である。

(1) 留意事項

採択基準に合致することはもちろんであるが、要望に当たり、次の事項に留意すること。

- ① 土砂災害発生地域の緊急防災対策を促進する。
- ② 災害時要援護者利用施設保全を促進する。
- ③ 整備プログラムによる危険度の高いところからの整備を促進する。
- ④ ソフトと連携したハード事業（避難所、緊急輸送路、国県道、鉄道バス路線等の公共交通機関保全）を促進する。

第2節 砂防事業関係特別立法対象区域（鳥取県関係）

表 3-2-1

名 称	根 拠 立 法	地域指定及び告示	対 象 区 域
豪 雪 地 帯	豪雪地帯対策特別措置法 昭和 37 年 法律第 73 号	豪雪地帯対策特別措置法 第二条第一項の規定に基づき豪雪地帯 昭和 38 年 11 月 1 日 総理府告示第 43 号	県下全域
特殊土じょう 地帯	特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法 昭和 27 年 法律第 96 条	特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づき特殊土じょう地帯としての区域 昭和 27 年 10 月 27 日 総理府告示第 242 号	八頭郡・東伯郡・日野郡 倉吉市 中山町（一部）
新 産 業 都 市	新産業都市建設促進法 昭和 37 年 法律第 117 号	新産業都市の区域指定 昭和 41 年 11 月 16 日 総理府告示第 43 号	「鳥取」 米子市・境港市・西伯郡（西伯町・会見町・岸本町・大山町・名和町・中山町・淀江町・日吉津村）・溝口町
低 開 発 地 域 工業開発地区	低開発地域工業開発促進法 昭和 36 年 法律第 216 号	低開発地域工業開発地区を指定 昭和 37 年 9 月 15 日 総理府告示第 35 号	鳥取市・倉吉市・岩美郡（国府町・岩美町・福部村） 気高郡（青谷町・気高町・鹿野町） 東伯郡（羽合町・東郷町・北条町・大栄町・東伯町・赤崎町・泊村） 八頭郡（郡家町・河原町・用瀬町・智頭町・船岡町・八東町・若桜町）
過 疎 地 域	過疎地域振興特別措置法 昭和 55 年 法律第 19 号	過疎地域をその区域とする市町村 昭和 55 年 4 月 1 日 自治省告示第 15 号	八頭郡（八東町・若桜町・佐治村） 東伯郡（三朝町・関金町） 日野郡（日南町・日野町・江府町・溝口町）

第2章 設計参考資料

名 称	根 拠 立 法	地域指定及び告示	対 象 区 域
振 興 山 村	山村振興法 昭和40年 法律第64号	山村振興法の規定に基づき振興山村を指定 昭和41年3月31日 総理府告示第11号	東伯郡三朝町三徳村・小鹿村・旭村・竹田村
		〃 昭和41年12月20日 総理府告示第54号	佐治村 日野郡日南町全域
		〃 昭和42年12月15日 総理府告示第56号	八頭郡若桜町全域 東伯郡関金町山守村・矢送村 日野郡日野町全域
		〃 昭和43年12月28日 総理府告示第46号	八頭郡八東町丹比村・八東村 用瀬町大村・社村 気高郡青谷町日置村・勝部村 東伯郡東伯町古布庄村
		〃 昭和44年12月27日 総理府告示第44号	岩美郡国府町成器村・大茅村 八頭郡郡家町上私都村 智頭町全域
		〃 昭和45年12月24日 総理府告示第53号	岩美郡岩美町東村・蒲生村 小田村 八頭郡船岡町大伊村 気高郡鹿野町小鷲河村 東伯郡赤崎町以西村
		〃 昭和47年2月3日 総理府告示第5号	鳥取市神戸村・東郷村・明治村 八頭郡河原町西郷村 東伯郡東伯町上郷村 西伯郡会見町賀野村
		〃 昭和48年3月5日 総理府告示第8号	西伯郡西伯町上長田村 東長田村 大山町大山村 日野郡溝口町二部村